

令和6年度富良野市立富良野東中学校 いじめ防止基本方針 (富良野市学校いじめ ZERO 推進基本方針)

富良野市立富良野東中学校

1 はじめに

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの未然防止に向け、平成26年に『いじめ防止基本方針』を策定した。また、平成29年に文科省よりいじめ防止基本方針の改定を受け、一部本校の方針を見直し、追記している。

2 いじめの定義といじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

本校では、いじめ防止のための、以下の5つの基本姿勢をあげる。

- (1) いじめは、いつ、どこで起こっても不思議でないという認識をもつ。
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (3) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめに対して学校・家庭が協力して解決にあたる。
- (5) いじめの解決のために、外部の各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する本的な方針を定めるものとする。

3 いじめ未然防止のための取組

組織的に対応していくためには、各担当の役割を明確にすることが必要である。

校長	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことができない行為との認識に立ち、いじめに対する指導方針を示す。 ○学校全体として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図る具体的な対処・方策等を示し、全教職員が共通理解のもと解決できるよう、全校の体制をつくる。
教頭・主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」に関する校長の指導方針を全教職員に徹底し、全教職員による協働体制の確立に努める。 ○「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて、職員会議や校内研修等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ○生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために、全教職員による研修を実施する。 ○全教育活動の中で生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間、定期的な「いじめアンケート」等を活用し、生徒の状況把握に努める。 ○絶えず、学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。 ○いじめ問題の指導にあたって、学級担任を支え、組織的に対応する。
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な場合は即時打ち合わせを行い、必要な指導や支援の体制をつくる。 ○学級担任を精神的に支える。（共に考え、次の具体的なヒントを与える） ○家庭と同じ土壌に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す） ○定期的な事例研修等を通し、解決策や支援策についての指導・支援する体制を確立する。 ○必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導を行う。 ○警察、教育委員会等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えたり、情報モラル教育を推進したりする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開きで担任の姿勢を伝える。 ○道徳や特別活動などを通して、自他を認める心の育成を図る。 ○「いじめ」調査、生徒との教育相談、家庭訪問、保護者との個人懇談等あらゆる機会を活用し、生徒の状況把握に努める。 ○話を聴くことや行動を観察すること、チェックシートを活用することを通し、小さな変化も捉える。 ○一人で抱え込むことなく、すぐに相談する。（報告・連絡・相談または確認・連絡・報告の徹底） ○生徒同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
担任以外	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習、生徒会活動、学校行事、部活動等、担任以外が指導する場面においても、いじめにつながるような事例については、その場で指導し担任との連携を図る。 ○学校内外において、いじめの信号をキャッチするように努める。 ○いじめに関わる事例をキャッチしたら、担任と情報・意見を交換・協力する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で、正確に、担任・管理職に伝える。 ○いじめられた児童生徒の心の流れに沿った柔軟な考えや構えをもって接する。 ○訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共感する。 ○信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気づかせる。

■上記は基本であるため、事案によっては担当・役割を柔軟かつ適切に考える。

■担当・役割を設けるが、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応とすることを基本に置く。

■情報モラル教育を中心に、インターネット上でのいじめについても組織対応する。

4 ネット上のいじめへの対応

近年、子どもたちの携帯電話のメールやLINE、インターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等で、特定の子どもに対する誹謗・中傷が行われるなど、新しい形のいじめ問題が生じている。

(1) 特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなっている。
- ・ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 類型

① 掲示板・ブログ（ウェブログ）・プロフ（プロフィールサイト）での「ネット上のいじめ」

誹謗・中傷の書き込み	(事例) ブログ、プロフに、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込まれいじめにつながった。
個人情報の無断掲載	(事例) 掲示板に、本人に無断で、実名や電話番号、写真等が掲載され、迷惑メールが届くようになった。 (事例) 個人情報や容姿・性格を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるいじめにつながった。
特定の子どもへのなりすまし	(事例) 特定の子どもになりすまし電話番号やメールアドレスを掲載したプロフを作成、「暇だから電話して」と書き込んだことで、なりすまされた子どもに他人から電話がかかってきた。

② メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもへの誹謗・中傷	(事例) 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信して、いじめを行った。
「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信	(事例) 特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール」を、同一学校の複数の子どもに送信し、当該の子どもへの誹謗・中傷が学校全体に広まった。
「なりすましメール」での誹謗・中傷	(事例) クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した。

③その他

(事例) 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みを行った。

(3) 未然防止に向けての情報モラルに関する指導

情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。あわせて、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

ア インターネットの特殊性を踏まえて

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

イ 生徒たちの心理

- ・ 匿名で書き込みができるなら…
- ・ 自分だと分からなければ…
- ・ 誰にも気づかれず、見られていないから…
- ・ あの子がやっているなら…
- ・ 動画共有サイトで目立ちたい…

(4) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や警察等の外部機関と連携して対応する。

ア 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・ 情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。
- ・ 情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

イ 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

- ・ パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。
- ・ 携帯電話での誹謗・中傷等、プリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラで撮影する。
- ・ 書き込みの内容が緊急性を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告など）は、警察等の関係機関に連絡する。

→犯罪に関わるケース …警察（被害の子ども・その保護者から被害届）

→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

ウ 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

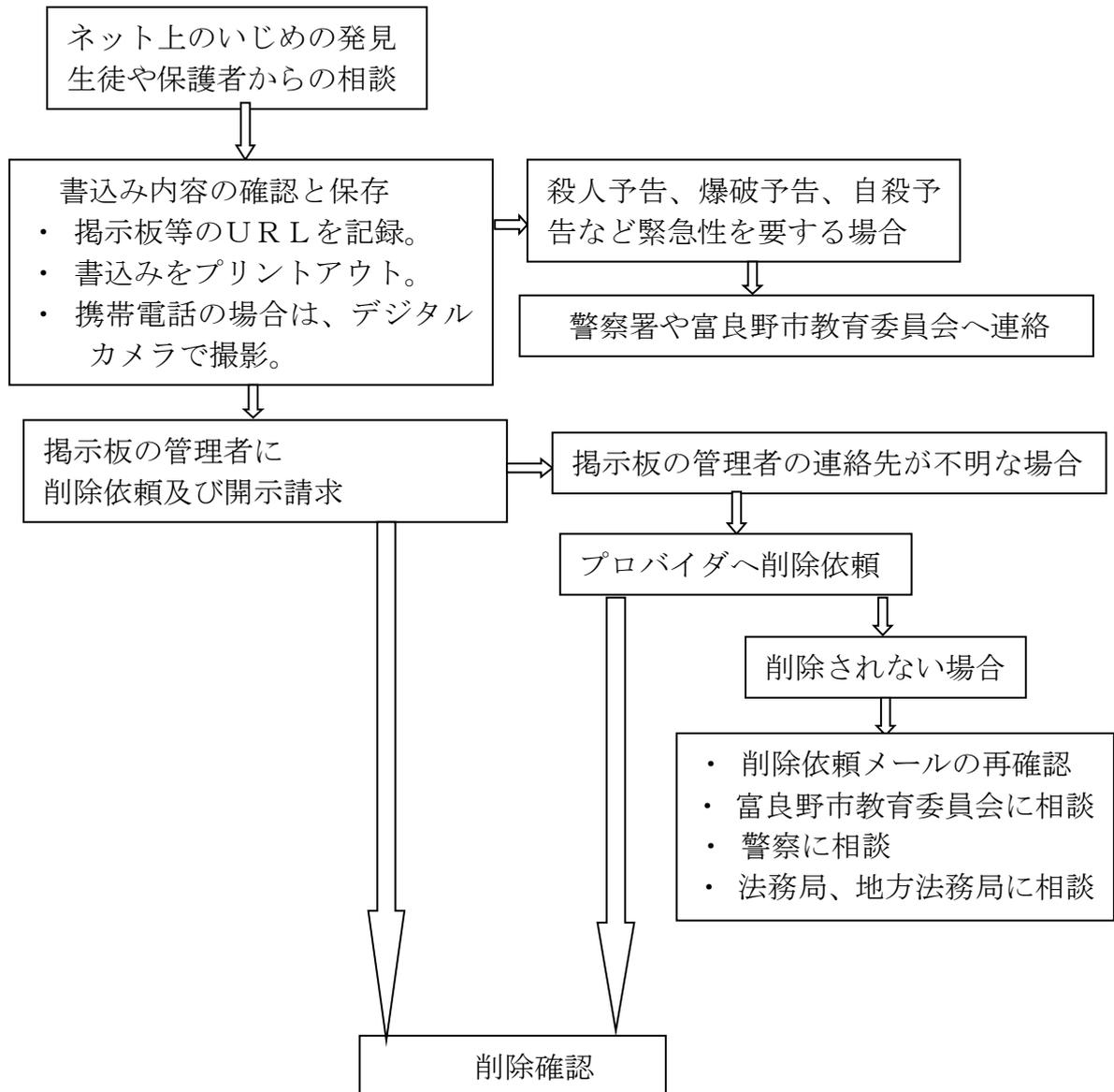
基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。

- ・ 掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。
- ・ 該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み、送信する。ただし、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。

エ 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

掲示板等の管理者の連絡先が不明あるいは削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。

- ・ 掲示板等の管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。
- ・ それでも削除されない場合、警察や法務局、地方法務局、富良野市教育委員会に相談するなどして、対応方法を検討する。



オンラインゲームに関する注意喚起のお願い

昨今、インターネットを利用したオンラインゲームでのトラブルが話題に上がっています。具体的には、「フォートナイト（対象年齢 15 歳以上）や「荒野行動（対象年齢 17 歳以上）」などのゲーム名が上がっており、こうしたゲームはプレイヤーが生き残って勝者になるために、武器や仲間を見つけて戦う戦闘ゲームですが、以下のような点が全国的に問題になっています。

- 親に内緒で課金する。
→課金に起因した仲間はずれや「いじめ」を誘発することがある。
- ボイスチャット機能を利用し、ゲーム中に攻撃的な言動をとる。
→日常生活や学校生活でも暴力的な言葉や差別的な言葉を遣う傾向が強くなる。
→攻撃的な言動で「いじめ」を誘発することがある。
- 不特定多数の人と知り合いになる。
→個人情報や漏らしたり交友関係が広がったりして、トラブルに巻き込まれることがある。
→今年 9 月には、オンラインゲームを接点とした小 4 女児誘拐事件が発生した。
- 中毒性があり止められなくなる。
→最後まで勝ち残ることが目的のため、夢中になり時間を忘れてゲームに没頭してしまうことがある。
→昼夜逆転になり、生活習慣が乱れ、授業に集中できないことがある。
→不登校や引きこもりの要因にもなりかねない。
※2018 年に世界保健機関（WHO）は新たな疾病として、「ゲームをする時間を自ら制御できない」「ゲームを最優先する」「問題が起きているのに続ける」などの状況が 1 年以上続き、社会生活に重大な支障が出る場合を「ゲーム障害（Gaming disorder）」と定義しています。

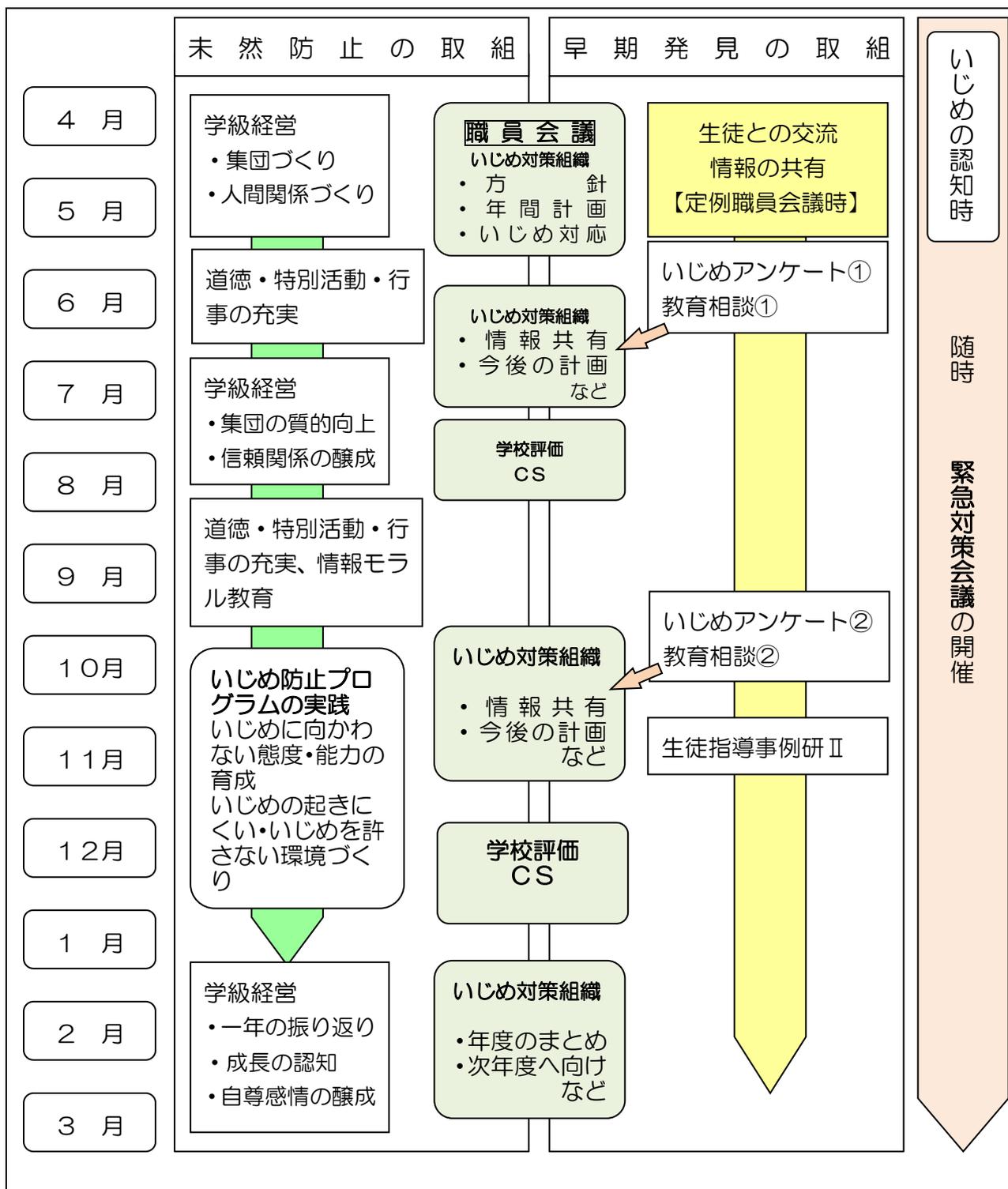
こういった状況を踏まえて、岐阜県 P T A 連合会では会員の皆様に対し、オンラインゲームに関する注意喚起をお願いすることとしました。子どもたちが安全にゲームを楽しむための各家庭でのルール作りなど、子どもたちとのコミュニケーションをお取りいただき、ゲームの利用状況に関してご留意いただきますようお願いいたします。

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

岐阜県 P T A 連合会 会長 後藤 豊郎

5 いじめ防止のための年間スケジュール

いじめの未然防止や早期発見のために、下記の計画に沿って取り組んでいく。

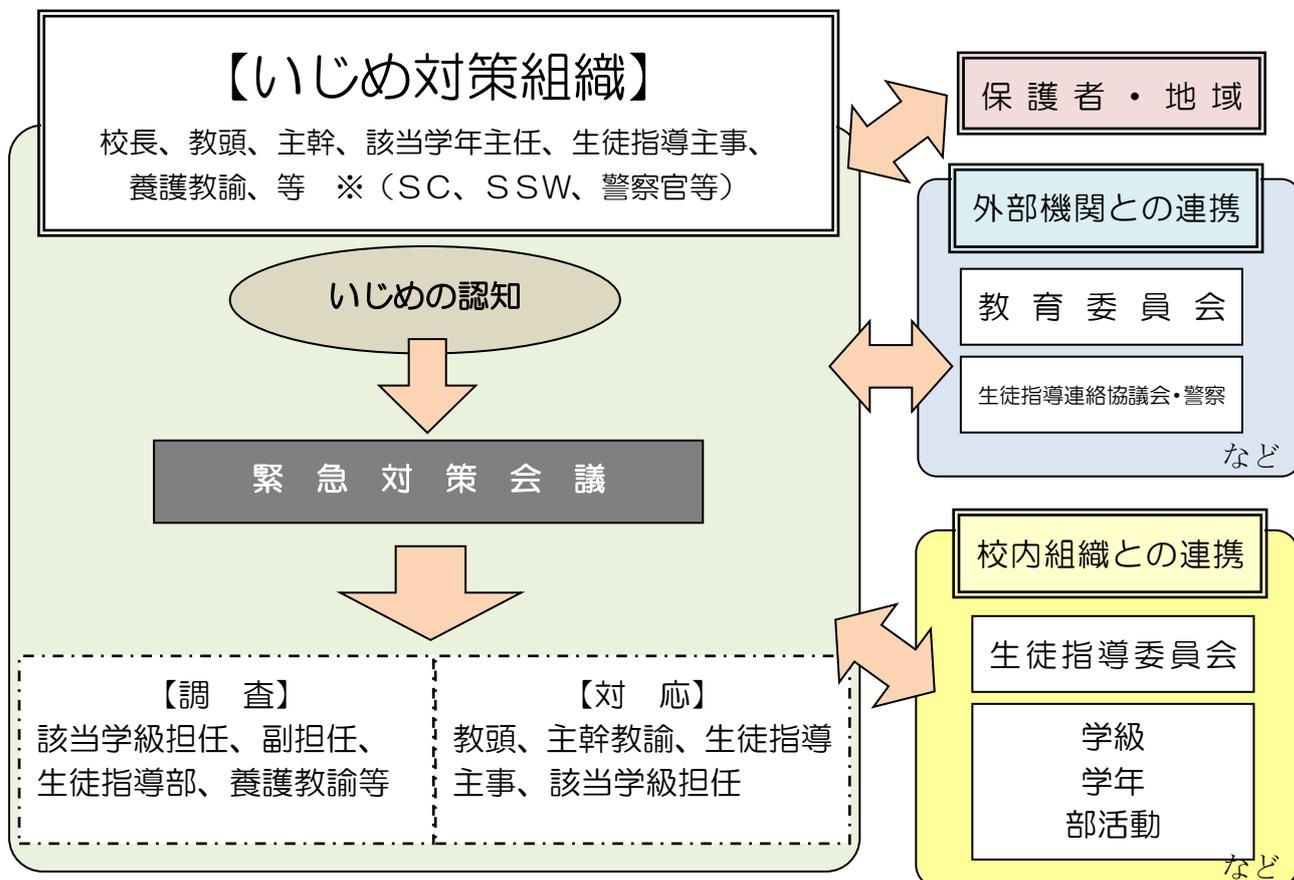


■指導体制チェックポイント

- 全教職員が、いじめ問題の重大性について認識し、組織的に取り組んでいる
- いじめについて、職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っている
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、組織的に対応している

6 いじめ対策組織

いじめと考えられる情報があれば、**緊急対策会議**を開催し、組織的に迅速かつ適切な対応を行う。校長、教頭、主幹教諭、該当学級担任、副担任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭などを構成員として設置する。また事案に応じて外部機関との連携を図り、専門家（SC、SSW、警察官等）を委員に迎え対応する。



- いじめ対策組織の開催は学期1回程度を定例とする。
- いじめを認知した場合、緊急対策会議を開催し、事案に対して組織的に対応する。
- いじめの認知については、けんかやふざけあいであっても、目視できなかった所で発生する場合もあるため、背景の事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

参考資料

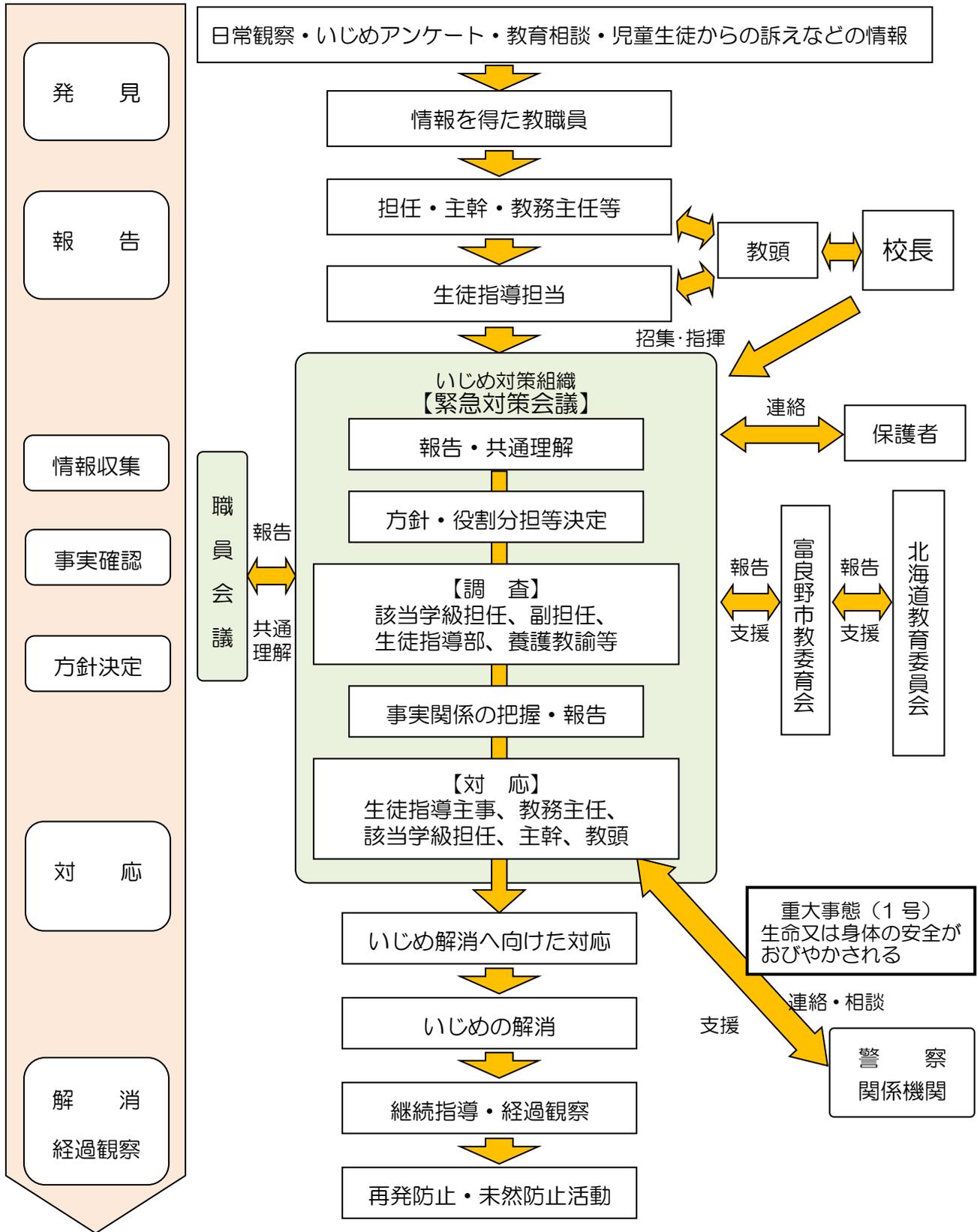
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

7 いじめ認知時の組織的対応

いじめを認知した場合は、いじめ対策組織を中心に学校全体で迅速に対応する。



■生命又は身体の安全がおびやかされるような**重大事態（1号）**が発生した場合は、速やかに教育委員会、警察などに報告し、教育委員会の支援のもとに迅速且つ慎重に対応する。

8 いじめが起きた場合の具体的対応

(1) いじめられた生徒に対して

- ①事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できるということを伝え、希望をもたせる。
- ④自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で子どもの変化に注視してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめた生徒に対して

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③成長支援の観点から、抱える問題を解決するための具体的対応方針を定める。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

- ①正確な事実関係を説明し、いじめられた子や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) 周りの生徒に対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定している行為であることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) いじめの解消の考え方

- ①「いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していることの解消」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」と押さえ、組織で解消までのプランを策定し、確実に実行する。また、解消の見極めは組織でSC等を含めた集団で判断する。いじめが解消している状態に至っても、当該被害者、加害者等については、日常的に注意深く観察を継続する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

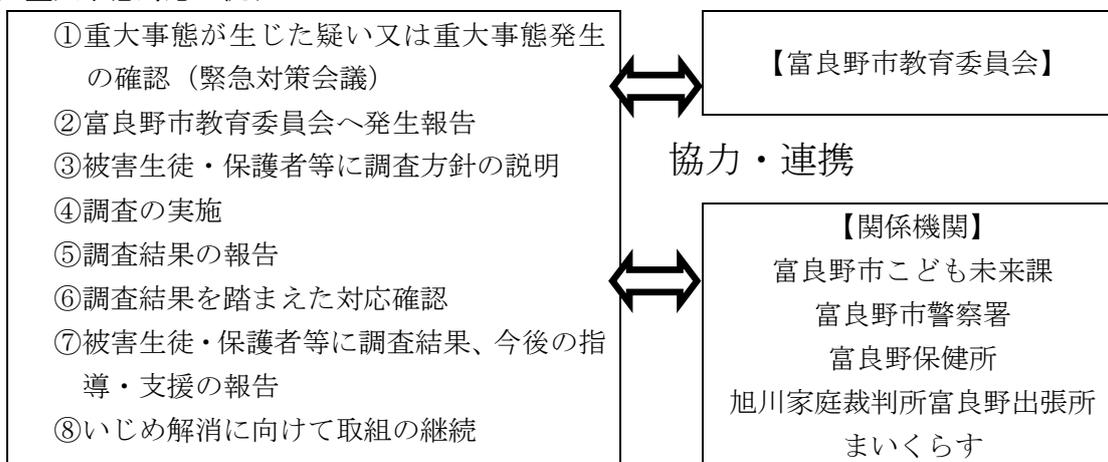
※ 重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする

(2) 学校における重大事態の対処

基本的に、『6 いじめ認知時の組織的対応』に沿って対処するが、以下の点に特に留意する。

- 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告する。その後の調査方針や調査結果の報告等、常に連携をとる。
- 学校が行う調査等はいじめ対策組織において実施し、事案に応じて適切な外部機関と連携を図り、必要であれば専門家を委員に加えて対応する。
- 調査結果については、被害生徒等及びその保護者に対し、適切に提供する。
- 事案によっては保護者に説明する必要の是非を判断し、当事者の同意を得たうえで、文書や保護者会で説明を行う。
- 事案によってはマスコミへの対応の必要があり、窓口を明確にして誠実な対応に努める。

(3) 重大事態対応の流れ



参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

- 第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談による者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への報告その他の適切な措置路をとるものとする。
- 2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

10 ①いじめの早期発見のチェックポイント（学校用）

■学級・グループなどの集団

- 朝いつも特定の生徒の机や椅子が曲がっている
- 教職員がいないと掃除ができない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると隣の机との間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣う雰囲気がある
- 集団の中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかすグループがある
- 授業中、教職員に見えないように手紙を回したり、消しゴム投げなどをしたりしている

■いじめられている生徒

日常の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしたり、にやにやしたりしている
- 周りを気にして目立たないようにしている
- 表情がさえず、うつむき加減でいる
- 遅刻・欠席・早退が増える
- 一人で下校することが増える
- 腹痛や頭痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 正しい意見を言っても支持されない
- 教室へ遅れて入ってくるが多くなる
- 班やグループ編成の時に孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

給食時

- 好物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

清掃時

- いつも他の生徒がいやがる担当になる
- 一人で離れて掃除をしている

その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- 持ち物が隠されたり、壊されたりする
- 理由もなく成績が下がる
- 部活動を休むことが多くなり、退部を言い出す
- 服や靴が破れたり汚れたりしている
- 手や足などに擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 必要以上の金銭を持ち、他の生徒におごるなどする

■いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で邪魔者扱いされていると思っている
- 教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒に強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変えたりする
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に威嚇するような態度をする

11 ②いじめの早期発見のチェックポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしめない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 習い事や少年団活動などを休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

